# 「高知県犯罪被害者等支援に関する指針 (素案)」へのパブリックコメントに対する県の考え方

- ・意見公募の期間:令和2年10月30日(金)~令和2年11月30日(月)
- ・提出された意見数:11名70件
- ※複数の意見をいただいている場合は、その趣旨に沿って分類・整理しています。
- ※同様の意見が複数ある場合は、一つに分類して整理しています。

#### ○「第4 推進体制等」について

NO	パブリックコメント	県の考え方
	7ページ「関係機関との支援連携」、10ページ「警察と関係機関・団体等との	「被害者支援連絡協力会」については、関係機関・団体等が連携・協
	連携・協力の充実・強化等」について	力して行う犯罪被害者等支援の中核となるものであることから、今
	県・県警察が、関係機関との連携の中心に置いて機能させるべく掲記する	後も引き続き機能の活性化を図るように努めます。
	「県警本部もしくは警察署単位の被害者支援連絡協力会」は、現状において	なお、関係機関の支援調整の機能を強化させるための専任事務局
1	指令組織として関係機関を連携させるという意味で必ずしも機能していると	の設置については、第4の「推進体制等」の項に、犯罪被害者等支援の
	は言い難い状況を踏まえ、関係機関の支援調整を機能させるための専任事務	ための体制として、高知県、高知県警察、こうち被害者支援センター
	局の設置(できれば警察ではなく県庁へ移動)や、年1回開催されるだけの	が中心となり、支援体制を構築することを明記しています。
	セレモニー的性格を脱却させ、関係機関の指令塔の役割を付与するような組	【県民生活・男女共同参画課】
	織改革を提唱すべきである。	
	8ページ関係機関の中の「高知県弁護士会」の記載を「高知弁護士会」と修正	いただいたご意見のとおり、「高知弁護士会」と修正します。
2	されたい。	【県民生活・男女共同参画課】
	(同様のご意見ほか2件)	

# ○ 「第5 重点課題に係わる具体的施策」全般について

NO	パブリックコメント	県の考え方
	「第5重点課題に係る具体的施策」に記載の各項目は、第1はじめに、第2指	高知県犯罪被害者等の支援に関する指針(以下「指針」という。)は、犯
	針の性格等、第3基本方針、第4推進体制等で示された方針に従った有機的な	罪被害者等支援に特化した施策と一般施策において犯罪被害者等が活用
	具体的指針のまとめとなっておらず、警察及び県担当部局の意見の寄せ集めの	できる施策を体系的に盛り込んだ内容としています。
	施策が表示されているだけとの印象を拭えない。	この指針に基づき、犯罪被害者向けのリーフレットなどに、支援施策の
	各項目に示された意見は、具体性に欠け、条例が検討された際の意見に出た	具体的な運用方法なども分かりやすく記載し、犯罪被害者等の支援につな
	「及び腰」を脱却していないように見受けられる。	がるように取り組んでいきます。
	このような指針は、心身ともに重大なダメージを受けている犯罪被害者等を	また、「高知県犯罪被害者等支援条例」第4条に定める県の責務に基づ
	かえって混乱させる可能性が高く、支援を受けることを困難にする事態にもつ	き、第4の「推進体制等」の項に、犯罪被害者等支援のための体制として、
	ながりかねない。	高知県、高知県警察、こうち被害者支援センターが中心となり、支援体制
3	県は、上記第1ないし第4の方針の下で、関係機関が被害者支援に対し、相	を構築し、関係機関が連携協力できるよう調整会議を開催し、県全体で犯
	互に有機的に機能させるための司令塔の役割を果たさなければならない。指針	罪被害者等支援施策が推進されるよう努めることを明記しました。
	の策定はそのための作業であることを十分に認識し、有機的な具体的指針を示	【県民生活・男女共同参画課】
	す方向でまとめられたい。	
	県条例第4条は、県の責務として、「国、県民、事業者、市町村及び民間支	
	援団体との役割分担を踏まえ、相互に有機的に機能することができるよう主体	
	的に働き掛けて、その調整を行い・・・」ことを求めている。県は、総論の方針	
	の下で関係機関が被害者支援に対し、相互に有機的に機能させるよう、主体的	
	にリーダーシップをとる必要があるが、指針の策定はそのための作業だとの認	
	識を持つべきである。	

○ 「第5 1-(1)相談窓口の設置、情報の提供等(第10条)」について

NO	パブリックコメント	県の考え方
	9ページ(1)「相談窓口の設置、情報の提供等」について	いただいたご意見の趣旨を踏まえ、被害初期における迅速な相談支
	全般的なこととしてひとくくりにまとめているが、項目を立てている意	援の項目に「高知県、高知県警察、こうち被害者支援センターが十分な
4	味があるのか。犯罪に関係した項目を羅列しているだけのように思える。	連携を図る」等を記載します。
	例えば、「お互いに連携してワンストップで対応していきます」等の記載を	【警察、県民生活・男女共同参画課】
	して、整理する必要があるのでは。	
	9ページから14ページ「相談窓口の設置、情報の提供等(第10条)」につ	第4の「推進体制等」の項に、犯罪被害者等支援のための体制として、
	いて	高知県、高知県警察、こうち被害者支援センターが中心となり、支援
	指針に示されたこれら多数の相談支援窓口を、バラバラではなく、有機	体制を構築することを明記しています。
	的に機能させる(第4条)仕組みを構築する必要がある。被害者支援連絡	なお、参考資料として、県内で受けられる主な給付制度や貸付制度
5	協力会を関係機関の指令塔に置くとともに、ここで示された多数の相談支	を掲載することとしています。
	援窓口をそれぞれの役割機能を整理し、被害者等の利用に供するために例	【県民生活・男女共同参画課】
	えば別紙のとおり「被害者等が利用できる制度・社会資源の一覧表」(被害	
	者が創る条例研究会の資料をもとに手を加えたもの)を作成して、この指	
	針に添付することを提案する。	
	10ページ(オ)「警察と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及	いただいたご意見のとおり、「(カ)警察における民間の団体との連
	び情報提供の充実」と 11 ページ (カ)「警察における民間の団体との連携・	携・協力の強化」を「(カ)犯罪被害者等早期援助団体に対する情報提
6	協力の強化」について	供の充実」に書き換えます。
	タイトルだけ読むと区別がつきづらい。(カ)を「犯罪被害者等早期援助	【警察】
	団体に対する情報提供制度」とし、具体的施策の区別がつくように記載す	
	る方が良い。	
	11ページ(キ)「また、外国版「被害者の手引」について」の記載について	いただいたご意見を指針(案)に反映します。
7	は、13ページ(エ)外国人向けの施策の項にまとめて記載する方が良い。	【警察】

	11ページ(ク)「海外における邦人の犯罪被害者等に対する情報提供等」に	いただいたご意見を踏まえ、「海外における邦人の犯罪被害者等」を
	ついて	「海外における高知県に関係する邦人の犯罪被害者等」と書き換えま
	「・・・、海外における邦人の犯罪被害に関する・・・」とあるが、高知	す。
	県の犯罪被害者等支援の指針であるため、「高知県に居住する邦人」等、限	なお、「海外における邦人の犯罪被害者等に対する情報提供等」とは、
	定した記載にする方が良い。	海外への旅行者のみならず、海外に在留している日本人も含まれてお
8		り、海外において日本人が犯罪被害に遭った場合には、関係機関・団
		体と連携し、情報収集に努め、帰国する犯罪被害者や日本国内のご遺
		族等に対し、国内での支援に関する各種情報の提供や帰国時の空港等
		における出迎え等の適切な支援活動を実施するということを記載して
		いるものです。
		【警察】
	14 ページ (ア) 交通事故の相談 について	いただいたご意見のとおり、(ア)「交通事故相談所における相談対
	連携先の中に「自動車事故対策機構」(NASVA)、「弁護士会の日弁連交	応等」の項に追記します。
6	通事故周旋センター」(任意保険の保険料で運用のため無料)を加えられた	また、県のホームページに関係連携先として案内するなど周知に努
	V <sub>o</sub>	めます。
		【県民生活・男女共同参画課】

# ○ 「第5 1-(2)経済的負担の軽減(第11条)」について

NO	パブリックコメント	県の考え方
	15ページ(ア)「医療保険の円滑な利用」について	いただいたご意見のとおり、「医療保険の円滑な利用」を「医療保険の
11	施策の内容は利用について周知することであり、タイトルも「医療保険の	円滑な利用の周知」と書き換えます。
	円滑な利用の周知」とする方が良い。	【国民健康保険課】
	15ページ経済的負担の軽減 ア (ア)「医療保険の円滑な利用」について	医療機関への周知は、厚生労働省が地方厚生局を通じて行っており、
	周知に努める対象として「医療機関・医師会」を加えられたい。	また、医師会についても厚生労働省から周知が行われていることから、
12	犯罪被害者等が医療機関を受診した際に、保険医療を認められず全額負担	県の役割としては記載していないものです。
12	を求められる実情があるためである。	なお、ご意見の内容については、厚生労働省に伝え、必要な改善を
	(同様のご意見ほか5件)	求めます。
		【国民健康保険課】
	16ページ(エ)「日本司法支援センター(法テラス)との連携と情報提供」に	いただいたご意見のとおり、(エ)「日本司法支援センター(法テラス)
	ついて	との連携と情報提供」の項に追記します。
	「民事法律扶助制度の活用による弁護士費用及び損害賠償請求費用の負担	【警察、県民生活・男女共同参画課】
	軽減や無料法律相談の活用について周知に努めます」の部分冒頭に、「日本	
	弁護士会連合会による被害者法律相談援助(一定の要件を満たす場合に、犯	
13	罪被害者等の費用負担なく弁護士による支援が実施されるもの)、刑事裁判	
	に参加する被害者に国費によって弁護士を選定する制度(被害者参加弁護士	
	制度)」を加えられたい。	
	これらの制度が周知されないと、弁護士費用が負担できないと思って、法	
	律相談や手続き参加をためらう被害者がいるためである。	
	(同様のご意見ほか5件)	
	16 ページから 18 ページのウ、エ、オについて、書き分ける必要があるのか。	いただいたご意見の趣旨を踏まえ、指針(案)に反映します。
14	ウ「公費負担制度の活用」は、羅列しすぎ、書き分ける意味がない。	【警察、県民生活・男女共同参画課】
14	エ「犯罪被害者等への経済的支援制度」、オ「市町村と連携した経済的負担の軽	
	減」は、例えば「新たな経済的負担制度」にすれば、ウとの違いが分かるのでは。	

17ページエ(ア)「転居費用の補助」について

「転居費用」として、一般に転居に要する諸費用(運送料及び敷金礼金保証料等の初期費用)が補助されるように制度設計されたい。犯罪被害に遭うことを想定して生活している人はおらず、皆、突然に被害に遭う。自宅で被害に遭ったり、加害者に自宅を知られている等の事情により転居を要しても、その費用を貯蓄できている被害者ばかりではない。その際にこそ、本支援制度が効力を発揮するのだと考えるが、上記の一部だけの補助では、被害者等のニーズをカバーできず、結果的には転居ができない、若しくは制度が利用されない事態を招く。それでは、支援制度を設けた意義が失われる。そのため、転居費用として一般に転居に要する諸費用すべてが補助されるように制度設計されたい。

った金額を対象とする制度を考えています。 敷金・礼金等は経費の性質として補助対象に含めることが難しい面

転居費用の補助の補助対象経費は、引っ越しを行った事業者に支払

があり、先行県においても、補助対象経費は引っ越しを行った事業者 に支払った金額のみを対象としています。

【県民生活・男女共同参画課】

(同様のご意見ほか7件)

15

17ページエ (イ)「犯罪被害者等損害賠償請求提訴再提訴費用の補助」について

「申立手数料」だけではなく、再提訴に係る弁護士費用も補助されたい。 また、初回提訴費用についても同様の補助をされたい。

初回提訴の段階で、申立手数料及び弁護士費用の負担がハードルとなり、 犯罪被害者等が提訴を断念する実情がある。そのハードルにより、損害賠償 による被害回復の途は絶たれる。それは、犯罪被害者等が被害に遭ったこと により得た損害賠償請求権が、事実上剥奪されたに等しい事態である。そし て、そのような事態は多発している。

素案 15ページ「現状と課題」にあるとおり、このことはまさに、経済的 負担が「犯罪被害者等の精神的・身体的被害の回復」に「悪影響を及ぼし、 回復を困難にするばかりではなく、更に悪化させる要因」となる事態であり、 支援策が講じられなければならない。初回提訴がなければ再提訴も起こり得

「犯罪被害者等損害賠償請求提訴再提訴費用の補助」の補助対象経費は、再提訴時に裁判所に支払う事務手数料(申立ての際の印紙代等)とする制度を考えています。

先行県においても、補助対象経費は事務手数料のみを対象としており、弁護士費用は含まれておりません。

初回提訴に係る費用(弁護士費用及び事務手数料)については、法 テラスの民事法律扶助制度(弁護士費用の立替え)や裁判所の損害賠 償命令申立制度など、犯罪被害者等の一定の経済的負担の軽減につな がる公的制度があると承知しています。

【県民生活・男女共同参画課】

ないのであり、初回提訴から費用の補助を行うべきである。

申立手数料は、数万円にとどまることが多く、犯罪被害者にとって大きな 負担となるのは弁護士費用である。そのため、弁護士費用も補助する制度と されたい。

(同様のご意見ほか5件)

18ページオ (ア)「県と市町村の連携による経済的支援制度の実施」について

「市町村が行う経済的支援制度」が導入されるまでは、県の支援制度として犯罪被害者に対する「経済的支援制度」を設けられたい。また、経済的支援制度の「導入を促進」するために、県の負担割合を大きいものとされたい。現状、高知県内で、犯罪被害者等支援条例が施行されている、若しくは、犯罪被害者を対象とする経済的支援制度を設けている市町村はゼロである。したがって、県が「導入を促進」したとしても、市町村で実際に犯罪被害者等に対する経済的支援制度が開始される時期も支援額も何も見通しがない状況である。しかし、その間にも日々犯罪の被害は発生し、犯罪被害者等は

そのような実情に鑑み、市町村が実際に経済的支援制度を導入するまでの間は、県が経済的支援制度を実施すべきである。また、早急に、効果的に市町村が同制度を導入できるよう、県の負担割合を大きいものとすべきである。

(同様のご意見ほか7件)

経済的にも追い詰められる。

17

18

18ページ「市町村と連携した経済的負担の軽減」

市町村が行う経済的支援制度すなわち見舞金、支援金、立替金の導入とされたい。

・他の都道府県条例では、指針等の段階で見舞金、支援金等の支給に触れる例 も少なくない。高知県でなぜ明記できないのか疑問に思う。

指針(素案) 18ページに記載していた「市町村と連携した経済的支援制度」に関し、市町村が行う経済的支援制度の導入を県から支援することについて、全市町村を訪問してお考えをお聞きしました。

お聞きした市町村のお考えのほか、推進会議及びパブリックコメントでいただいたご意見を踏まえて、犯罪被害者等への経済的支援制度のあり方について、改めて検討を重ねた結果、犯罪被害者等が活用しやすく、かつ、どの市町村に住んでいても等しく支援を受けられる制度を迅速に開始するべきとの総合的判断により、県が実施主体となって経済的支援制度を創設する方針に改め、「生活資金の補助」の項目を加えるとともに、指針(案)もそのことを踏まえた書きぶりに改めました。

【県民生活・男女共同参画課】

犯罪被害に起因する経済的困窮からの日常生活・社会生活の早期回復の ための支援策としては、支援の対象となる経費が明確になる補助金制度と する方が、見舞金、支援金よりもふさわしいと考え、補助制度として指針 案に盛り込みました。

なお、立替金についても、制度化を検討しましたが、回収不能となり、

・財政上の理由により、県において直ちに負担できないとしても、せめて県が 国からの支援金の予算取りを行い、市町村における支援金の支給の財源の確保 に努めることを明記されたい。

県民の皆様に損害を与えるリスクが高い制度であることを第2回推進会 議でご報告し、制度化はしないことでご了承いただきました。

【県民生活・男女共同参画課】

#### ○ 「第5 1-(3) 日常生活の支援(第12条) 」について

NO	パブリックコメント	県の考え方
	19ページ「日常生活の支援(第12条)」について。 社会福祉協議会の有償家事援助サービス提供への補助や送迎サービス など、別紙社会資源一覧表の支援を加えるべきである。 ・犯罪被害者支援の要諦は、日常生活の支援にある(1974 年イングランド	社会福祉協議会の支援施策等については、指針の参考資料「県内で受けられる主な給付制度」として記載する予定です。 また、いただいたご意見は、犯罪被害者等の支援の充実に向け、参考にさせていただきます。
19	南西部ブリストルで始まったVS(※)運動を想起せよ)。 ・総論(現状と課題、施策の方向性)において、家事、育児、介護等の支援の重要性に言及しながら、示された指針の内容は、余りにもみすぼらしい(shabby)。 ・裁判所や検察庁への付き添い支援が、どのようにして家事、育児、介護の支援につながるのか意味が不明である。	【県民生活・男女共同参画課】
20	19ページア「直接的支援」の記載は相対する「間接的支援」等がないのであれば、敢えて項目を立てる必要はないのでは。 また、推進会議で出された意見の、雇用主との話し合いの場への付き添いや、労働関係の申請の支援など、こうち被害者支援センターが今後担うべき業務を記載してはどうか。	いただいたご意見のとおり、アの項目の「直接的」を削除します。 雇用先への付き添い支援等の業務内容については、ご意見の趣旨を 踏まえ、指針(案)に反映します。 【県民生活・男女共同参画課】

(※) VS (Victim Support; 犯罪被害者援護協会) 1974年に英ブリストル市において犯罪被害者に対する援護活動を開始し、その後、全国にその組織を広げ、常にイギリスにおける犯罪被害者援護において主導的な役割を果たし続けている団体。民間のボランティアを中心として組織され、刑事司法機関と協力し、犯罪被害者に対して直接的・実際的な支援を行っている。主な活動は、警察から通知のあった被害者に対して、その相談相手となり、精神的な支援を行うほか、防犯上の助言、被害者の状況やニーズに応じた精神科医等適当な支援機関の紹介、刑事手続等に関する情報提供を行っている。(出所: 平成 11 年版「犯罪白書」)

# ○ 「第5 1-(4)心身から受けた影響からの回復(第13条)」について

NO	パブリックコメント	県の考え方
	22ページから23ページウ「警察による支援及び情報提供等」の(ウ)(オ)	ご指摘いただいた施策は、指針に盛り込むにあたり、広義の意味で
91	(カ) は、回復に直接関係するのか疑問があるが、広い意味で回復につな	心身に受けた影響からの回復につながる施策と位置づけ、ここに記載
21	がるということで記載しているのであればかまわない。	しました。
		【警察】

## ○ 「第5 1-(5)安全の確保(第14条)」について

NO	パブリックコメント	県の考え方
	24ページア「安全の確保」は、見出し(5)「安全の確保(第14条)」と 項目が同じ場合、あえて項目として立てる意味があるのか。	いただいたご意見を踏まえ、ア「施設における一時保護の実施」に改めます。
		【県民生活・男女共同参画課】

## ○ 「第5 1-(6)居住の安定(第15条)」について

NO	パブリックコメント	県の考え方
	26ページから27ページ、施策を羅列して書きすぎているため、内容別に整	いただいたご意見の趣旨を踏まえ、指針(案)に反映します。
23	理した方が良い。	【住宅課、県民生活・男女共同参画課】
	一時保護・優先入居・転居の三つに分けられるのではないか。	
	27ページ「県営住宅の優先入居」について。	公営住宅は公営住宅法の規定に基づき建設されたものであり、同法
	「県営住宅の公募抽選による優先的選考等」の文言を削除し、端的に優先	の適用を受けることとなります。同法第22条には「事業主体は、災
24	入居者の取り組みの推進とされたい。	害、不良住宅の撤去、公営住宅の借上げに係る契約の終了、公営住宅
	・こうち被害者支援センターが発足した平成 19 年 4 月後の平成 20 年 12 月	建替事業による公営住宅の除却その他政令で定める特別の事由がある
	被害者参加裁判制度が始まったころ、県東部に居住する被害者家族(5名)	場合において特定の者を公営住宅に入居させる場合を除くほか、公営

一家の県中心部の県営住宅への転居について、担当部局に打診して抽選回数の増加を打診され転居を断念した経験がある。高知県における被害者支援が始まって、10数年を経過した今日、指針の策定にあたって県営住宅への優先入居について未だに公募抽選レベルしか示せない県住宅課の見識を疑う。

住宅の入居者を公募しなければならない。」と規定されています。犯罪 被害者については、同法施行令第5条各号の規定に列挙された特定の 者とされていないため、公募が必要となります。

このことから、県では公募において当選確率を高める入居優遇措置 を講じることにより犯罪被害者の居住の安定に資するよう取り組んで いるところです。

【住宅課】

### ○ 「第5 1-(7) 雇用の安定等(第16条)」について

NO	パブリックコメント	県の考え方
	19ページ「民間支援団体による直接的支援」の説明と同じく、雇用に関する	いただいたご意見の趣旨を踏まえ、指針(案)に反映します。
25	ことで民間支援団体ができる付き添い支援の具体的な記載が有れば良いと	【県民生活・男女共同参画課】
	思う。	
	28ページ被害回復のための休暇制度について	休暇制度の法整備に関しては、県単独では困難なため、国、県、市
	現段階では、事業者等に対し「休暇を法的に要求することのできる制度」	町村、労働局、事業主等を含む国民全体で議論していくべきことと考
26	を創る必要があると考えられるところ、単なる周知、啓発にとどまらず、労	えています。
20	働局とともにそうした制度を創設することの努力を指針として掲記された	したがって、指針(案)では労働局と連携して周知・啓発を努める
	l V.	という内容にしています。
		【雇用労働政策課、県民生活・男女共同参画課】

○ 「第5 2-(1)県民の理解の増進(第17条)」について

NO	パブリックコメント	県の考え方
	30ページ2(1)「県民の理解の増進」について	いただいたご意見の趣旨を踏まえ、指針(案)に反映します。
	「犯罪被害者等支援に関する広報」との記載について、何を伝えるかを明確	なお、具体的な施策の実施状況については、高知県犯罪被害者等支
	にすることで、指針の実効性が高まると考える。	援条例第21条に基づき、適宜公表させていただきます。
	(提案1)二次被害防止のための県民広報	【県民生活・男女共同参画課】
	・被害者やその家族に対する誹謗中傷、差別をしない	
27	・公式発表に基づかない事件情報の SNS 等での拡散をしない	
21	・また、そういう情報に惑わされない。	
	(提案2) 支援内容の県民広報	
	・被害者等が抱える様々な問題に対して、それぞれの場面で様々な機関が寄	
	り添い、一人一人にあった支援をともに考え、取り組む。	
	・まず、センターに相談されれば、様々な機関と連携しながら課題解決に向	
	けて、歩んでいくパートナーが見つかる。	
	32ページ(1)「学校における犯罪被害者等の人権問題を含む人権教育を推	(1) 学校における犯罪被害者等の人権問題を含む人権教育を推進
	進」	いただいたご意見は、具体的な取組例として、参考にさせていただ
	民間支援団体は、小学生・中学生を対象に「いのちの出前受業」を開催し	きます。
	ている。いじめ等学校現場で起きている題材(DVDのアニメドラマ)を視聴	【私学・大学支援課、小中学校課、特別支援教育課、高等学校課、
	する授業を開催しいのちの大切さを考える授業を行っています。	人権教育・児童生徒課】
28	31ページ(2)犯罪被害者等施策に関する広報啓発事業の実施	(2) 犯罪被害者等施策に関する広報啓発事業の実施
20	「女性への暴力をなくす運動期間」(11月12日から11月25日)、「犯罪	いただいたご意見は、具体的な取組例として、参考にさせていただ
	被害者週間」(11月25日から12月1日)にあわせ、広く県民の参加を募っ	きます。
	たイベント事業を開催し、社会全体で被害者を支え被害者も加害者もださな	また、県民参加の事業の創設については、具体的な取組の中で、参
	い街づくりの醸成を図る。	考にさせていただきます。
	事件・事故全ての犯罪被害者等の問題を考える県民参加の事業をお願いしま	【県民生活・男女共同参画課】
	す。	

	「性暴力被害者サポートセンターこうち」の周知を図るため、広報誌への	
	広告掲載、県民への情報発信等を行います。	
	31ページ(ア)「学校における犯罪防止に向けた教育の推進」(イ)「学校に	いただいたご意見を踏まえ、(ア)「学校における犯罪被害者等の人
29	おける犯罪被害者等の人権課題も含めた人権教育の推進」と項を分けて記載	権問題も含めた人権教育等の推進」の項目にまとめます。
29	しているが、施策の中身は同義であり、まとめて記載した方が良い。特に「犯	【私学・大学支援課、小中学校課、特別支援教育課、高等学校課、
	罪防止に向けた」の言い回しは、違和感がある。	人権教育・児童生徒課】
	33ページ、インターネット上の誹謗中傷等への対応	法整備等が整っていない中、県単独での対応(書き込み内容の削除
	・・・二次被害を受けた場合には、関係機関と連携し、事態の改善に向けた	等の防止策)を講ずることは困難です。国、県、市町村、更に国民全
30	支援に努めます。 とあるが、	体で議論していくべきことと考えています。
30	ネット上に書き込み等あった場合、関係機関と連携しても事態の改善には	【県民生活・男女共同参画課】
	ならないと推測する。この書きぶりは理解するには難しい。 防止策とする	
	のが望ましい。	
	33ページ、二次被害を防止するための対応	弁護士を含む、関係機関が連携していくことが必要という観点から、
	「・・・管理者対策や・・・関係機関と連携し、・・・要望に応じた対応を実	このような書きぶりとしています。
31	施します。」とあるが、対応できるのは弁護士ではないか。明記することはい	なお、二次被害防止のために緊急に弁護士の対応が必要である場合
31	かがか。	の日本司法支援センターや弁護士会との連携について、指針(案)に
		追記します。
		【警察、県民生活・男女共同参画課】
	33ページ「二次被害を防止するための対応」	①いただいたご意見を反映し、「管理者」については例示を加え、
	① 管理者対策の管理者とは何か?意味不明。適切な言葉に置き換えられた	「・・・葬祭場等の管理者対策や・・・」と書き換えます。
	V <sub>o</sub>	②いただいたご意見の趣旨を踏まえ、二次被害への緊急の対応が必
32	② 重大事件の被害者等の報道対応については、現状において被害者側の代	要である場合の日本司法支援センターや弁護士会との連携について、
	理人として弁護士を介入させるケースが過熱化する報道に対し有効である	指針(案)に追記します。
	ことが知られている。この項目の書きぶりに「弁護士会被害者支援委員会と	【警察、県民生活・男女共同参画課】
	連携」などの文言を加えられたらどうかと思う。	

# ○ 「第5 2-(2)人材の育成(第18条)」について

NO	パブリックコメント	県の考え方
	34ページ(イ)性暴力被害者支援に関する研修	いただいたご意見を踏まえ、「早期に接触し」を「被害直後から関わ
	この医療従事者及び支援員に対しての研修は、平成 27 年 12 月 28 日「性	り」と改めます。
	暴力被害者への支援における連携・協力に関する協定書」(4者協定、高知	【県民生活・男女共同参画課】
	県、高知県警察、高知県産婦人科医会、こうち被害者支援センター)によ	
33	り、県下5医療機関の協力により研修が実施され、性犯罪・性暴力の被害	
	に遭った被害者に早期に適切なケアを受けることができる研修等を実施し	
	ます。	
	※被害者は、「早期に接触し、身体的被害・・・」文言に違和感を感じるの	
	では	
	34 ページ「人材の育成」	「人材の育成」の取組の充実は引き続き図っていきます。いただいた
	訂正箇所はないが、民間支援団体(こうち被害者支援センター)には、	ご意見は、具体的な取組の中で、参考にさせていただきます。
	現実の支援の実績と事例検討会を通じた支援体験の共有及びふり返りの蓄	【県民生活・男女共同参画課】
34	積があり、民間支援団体が所属する公益社団法人全国被害者支援ネットワ	
	一ク(NNVS)は、毎年、春期全国研修(2月)と秋期全国研修(10	
	月)を実施し、全国規模での経験交流とトップクラスの専門家を招いての	
	研修会(秋期は12コマの分科会)を開催している。自治体職員の参加も多	
	い。県及び県下自治体の職員等の研修に活用して頂きたい。	
	36ページエ「警察における犯罪被害者等支援に携わる職員等への研修の充	警察では、毎年度、指定被害者支援要員を対象にした「被害者支援専
	実」	科」を実施しています。以前は、弁護士会に依頼していましたが、昨年
	研修内容として、「弁護士による犯罪被害者等支援の意義、内容及び効	度から法テラスに講師の派遣を依頼し、「法テラスにおける被害者支
35	果」を加えられたい。	援」と題して講義をお願いしています。その講義は弁護士による被害者
	弁護士が犯罪被害者の支援を行うことについては、警察職員でも十分に	支援に関する内容も詳細に盛り込まれて判りやすく、また、実務の経
	理解されているとは言い難い。犯罪被害者等の支援に携わる警察職員に、	験に基づくもので非常に参考になったと大変好評でしたので、今後も
	弁護士による犯罪被害者等支援の意義、内容及び効果について研修を通じ	引き続き依頼する予定です。

て周知を図ることにより、早期に、確実に、犯罪被害者等が弁護士による 支援につながることが見込まれる。そのため、研修の1つとして加えられ たい。

(同様のご意見ほか4件)

指針に「弁護士による犯罪被害者等支援の意義、内容及び効果」を研修内容に加えていただきたいとの要望については、その時々の情勢や課題等を鑑みて必要に応じて研修を実施しておりますので、指針に個々具体的な研修内容を盛り込むことはできないことをご理解いただきますようお願いします。

【警察】

### ○ 「第5 2-(3) 民間支援団体に対する支援(第19条)」について

NO	パブリックコメント	県の考え方
	36ページ「民間支援団体に対する支援」について。	民間支援団体に対しては、総合的観点から必要とされる支援の充実
	被害者支援における民間団体の重要性に鑑み、「(物理的な) 活動拠点の提	に向けて取組を進めているところです。指針では、いただいたご意見
36	供を含めた必要とする支援を行う。」という文言を加えられたい。	の「活動拠点の提供」のような限定した表現としないことが適当と考え
		ます。
		【警察、県民生活・男女共同参画課】